

# 町営住宅（公営）の入居申込について

H30.10.9～本格運用用

## 1. 入居条件

- ①現在同居し、又は同居しようとする親族【婚約者を含む】がある方。  
（原則として単身で入居することはできません。ただし60歳以上の方または身体障がい者等は単身でも入居可。）
- ②規則で定める所得が月額15万8千円以下である方。  
（ただし、高齢者・若年者・障がい者世帯は、所得月額が21万4千円以下である方。中学生以下の子のある世帯は、所得月額が25万9千円以下である方。）
- ③現在、住宅に困窮していることが明らかな方。
- ④現在、町税及びこれに準ずる納付金を滞納していない方。
- ⑤申込者及び同居者全員が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方。

## 2. 申し込み時に提出・提示していただく書類

### 【必要書類】

※個人番号事務本格運用開始により、申込書へのマイナンバーの記載及びマイナンバーカードの提示によって添付書類の提出が省略可能になりました。

| 提出書類  | 必要なもの | 入手先                  |
|---|-------|----------------------|
| 申込書   | ○     | 町建設課/所定の様式           |
| 誓約書   | ○     | 町建設課/所定の様式           |
| 町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書                        | ○     | 町建設課/所定の様式           |
| 同意書※1<br>（地方税情報）                              | ○     | 町建設課/所定の様式           |
| マイナンバー<br>（通知）カードの提示<br>（入居世帯全員分）             | ○     |                      |
| 写真付き身分証明書<br>（申込者のみ）                          | △※2   | 運転免許証等               |
| 住民票<br>（入居世帯全員分）                              | 省略可   | 現在の住所地の市町村役場         |
| 所得課税証明書<br>（入居世帯全員分）<br>【最新年度分】<br>1/1～12/31分 | 省略可   | 当該年度1月1日時点の住所地の市町村役場 |
| 納税（完納）証明書<br>（入居世帯全員分）                        | ○     |                      |

★その他条件により、町が指定した書類を提出していただきます。

※1 同意されない場合については、住民票及び所得課税証明書の提出が必要です。

※2 写真付きマイナンバーカードを提示の場合、不要です。

### 3. 注意事項

- ①現在募集中の住宅に申し込むことができます。
- ②入居者の選考は、揖斐川町町営住宅条例に基づき、入居者選考委員会の意見を参考にして決定します。
- ③町営住宅の入居が決定したときには、身元引受人2名の選出が必要になります。
- ④町営住宅の家賃は、所得や同居者数等の状況によって決定されます。収入等の変化の他、固定資産評価額の下落上昇等外的要因によっても家賃は毎年変化することがあります。
- ⑤町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住用に供するためのものですので、毎年収入申告等を行っていただきます。
- ⑥町営住宅は町有施設という性質上、地域活動へご協力いただく必要があります。ご承知置きの上、お申し込みください。
- ⑦敷金は、家賃の3ヶ月分です。
- ⑧家賃の他、共益費が必要です。
- ⑨選考結果については、後日通知します。